

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、独立行政法人水資源機構筑後川下流用水事業所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年 7 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（基準点及び水準点）
- 2 作業期間 令和 6 年 4 月 10 日から令和 6 年 8 月 7 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域及び神埼市全域